

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施（四件）……………一
 ……（生活文化局計量検定所検査課）…
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………二
 ……（環境局総務部環境政策課）…
- 森林法第百八十九条の揭示……………四
 ……（産業労働局農林水産部森林課）…
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出
 （二件）……………四
 ……（環境局総務部環境政策課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………四
 ……（産業労働局商工部地域産業振興課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………六
 ……（水道局）…
- 水道料金の減免措置の期間の延長……………六
 ……（下水道局）…
- 下水道料金の減免措置の期間の延長……………六
 ……（下水道局）…
- 当せん金付証券の発売委託……………七
 ……（全国自治宝くじ事務協議会）…

告示

●東京都告示第七百四十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月十七日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 三宅村

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）を、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成二十九年五月二十二日から同月二十五日まで

四 検査場所

(一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第七百四十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年

通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月十七日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 八丈町

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。）

三 検査期日 平成二十九年五月二十二日及び同月二十三日

四 検査場所

(一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第七百四十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十

一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月十七日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 三鷹市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十九年六月六日から同月二十九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期

検査機関

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第七百四十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月十七日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域

青梅市、羽村市、あきる野市、日の出町及び奥多摩町

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二トン

を超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日

平成二十九年六月一日から同月三十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期

検査機関

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第七百四十八号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、福生都市計画道路三・三・三の一号新五日市街道線(福生市大字熊川)建設事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年四月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

福生都市計画道路三・三・三の一号新五日市街道線(福生市大字熊川)建設事業

道路の改築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、福生都市計画道路三・三・三の一号新五日市街道線、延長約一・一キロメートルにおいて、平面構造で往復四車線の道路を整備するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見はなく、事業段階関係市長からの意見が三件あつた。事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十九年四月十七日から同年五月八日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 福生市都市建設部まちづくり計画課
福生市本町五番地

イ 立川市環境下水道部環境対策課
立川市泉町千五百五十六番地の九

ウ 昭島市環境部環境課
昭島市田中町二丁目十七番一号

エ 東京都環境局総務部環境政策課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

オ 東京都多摩環境事務所管理課
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎
三階

別記(原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

意見等の件数の内訳は、表 1 に示すとおりです。

表 1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	0件
事業段階関係市長からの意見	3件
合計	3件

評価書案に対して都民からの意見書の提出はありませんでした。事業段階関係市長である福生市長からは、「環境保全の見地からの意見はありません」とのことでした。また、同じく事業段階関係市長である立川市長及び昭島市長からの意見と、事業者の見解は、表 2 及び表 3 に示すとおりです。

表 2 事業段階関係市長(立川市)からの意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
標記の環境影響評価書案に対する意見はありません。 なお、事業の実施にあたっては、地域住民からの意見、要望について誠意をもって対応し、理解と協力を得るとともに、環境保全に万全の措置を講じられたい。	本事業については、これまで都市計画法及び環境影響評価条例の手続きに基づき、住民説明会を開催し、パンフレットやスライドなどを用いて説明を行い、住民の皆様の御意見や御質問にお答えするなど、本事業の内容について御理解が得られるよう努めてきました。 今後も、事業概要説明会や用地説明会等を開催し、住民の皆様へ事業内容等を十分説明し、周知を図ってまいります。 引き続き、沿道環境の保全に配慮しつつ、地域住民からの意見、要望について誠意をもって対応し、皆様の御理解と御協力を得ながら事業を進めていきます。

表 3 事業段階関係市長(昭島市)からの意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
環境に係る各法令を遵守し、適切に対応されたい。	本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、沿道環境の保全に配慮しつつ、事業を進めてまいります。

●東京都告示第七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年四月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
八王子市裏高尾町一三 一四番五	川瀬一茂	八王子市 役所

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成二十九年農林水産省告示第七十八号のとおり。

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十八条第一項の規定に基づき、京浜急行電鉄本線（平和島駅～六郷土手駅間）及び同空港線（京急蒲田

駅～大鳥居駅間）の連続立体交差化事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する同条例第六十六条第二項の規定により公告する。
平成二十九年四月十七日
東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東京都
東京都知事 小池 百合子
新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称

京浜急行電鉄本線（平和島駅～六郷土手駅間）及び同空港線（京急蒲田駅～大鳥居駅間）の連続立体交差化事業

三 工事着手の年月日

平成十三年八月十日

四 工事完了の年月日

平成二十九年三月三十一日

五 届出日

平成二十九年三月三十一日

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十八条第一項の規定に基づき、京成電鉄押上線（押上駅～八広駅間）立体交差事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する同条例第六十六条第二項の規定により公告する。

平成二十九年四月十七日
東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東京都
東京都知事 小池 百合子
新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称

京成電鉄押上線（押上駅～八広駅間）立体交差事業

三 工事着手の年月日

平成十九年十月二十三日

四 工事完了の年月日

平成二十九年三月三十一日

五 届出日

平成二十九年三月三十一日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年四月十七日から四月以内に東京都産

業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。
平成二十九年四月十七日

- 一 店舗名
新宿パークタワー
- 二 店舗所在地
新宿区西新宿三丁目七番一号
- 三 設置者名
東京ガス都市開発株式会社
- 四 設置者住所
新宿区西新宿三丁目七番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名
上原 亮三
- 六 変更後の設置者の代表者名
田邊 義博
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称
株式会社グリーンテック東京ほか八名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称
藤田観光工管株式会社ほか八名
- 九 変更日
平成二十七年十月一日ほか
- 十 届出日
平成二十九年三月八日
- 十一 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十二 縦覧期間
平成二十九年四月十七日から同年八月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 十三 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名
K・P共同ビル
- 二 店舗所在地
武蔵野市吉祥寺本町一丁目六番

三 設置者名
株式会社パルコほか十三名

四 設置者住所
豊島区南池袋一丁目二十八番二号ほか

五 変更前の小売業者の氏名又は名称
株式会社リプロほか百九名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称
株式会社リプロほか七十九名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称
株式会社リプロほか二十一名

八 変更前の小売業者の住所
豊島区西池袋三丁目一番十三号（株式会社リプロ）ほか

九 変更後の小売業者の住所
豊島区東池袋四丁目二十三番十五号第二キンスメンビル三・四階（株式会社リプロ）ほか

十 変更前の小売業者の代表者名
三浦 正一（株式会社リプロ）ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名
大久保 元博（株式会社リプロ）ほか

十二 変更日
平成二十九年二月十日ほか

十三 届出日
平成二十九年三月九日

十四 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十五 縦覧期間
平成二十九年四月十七日から同年八月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十六 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名
丸信ビル

二 店舗所在地
足立区千住一丁目三十番三号

三 設置者名
株式会社スギモトホールディングスほか二名

四 設置者住所
足立区島根一丁目二番三号ほか

五 変更を行った設置者名
株式会社スギモトホールディングスほか一名

六 変更前の設置者住所
足立区島根一丁目九番六号（株式会社スギモトホールディングス）ほか

七 変更後の設置者住所
足立区島根一丁目二番三号（株式会社スギモトホールディングス）ほか

八 変更日
平成二十六年九月二十九日

九 届出日
平成二十九年三月十六日

十 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十一 縦覧期間
平成二十九年四月十七日から同年八月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十二 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名
秋葉原UDX
- 二 店舗所在地
千代田区外神田四丁目十四番一号
- 三 設置者名
ユーディーエックス特定目的会社
- 四 設置者住所
中央区日本橋一丁目四番一号
- 五 変更前の設置者住所
中央区日本橋二丁目一番十四号
- 六 変更後の設置者住所
中央区日本橋一丁目四番一号

所

七 変更前の設置者の代表者名 田中 稔

八 変更後の設置者の代表者名 小泉 秀樹

九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社アポステータスほか六名

十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社アポステータスほか五名の氏名又は名称

十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 秋葉原タウンマネジメント株式会社ほか二名

十二 変更前の小売業者の代表者名 小暮 敏士(秋葉原タウンマネジメント株式会社)ほか

十三 変更後の小売業者の代表者名 山口 正紀(秋葉原タウンマネジメント株式会社)ほか

十四 変更日 平成二十八年十二月二十日ほか

十五 届出日 平成二十九年三月十七日

十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十七 縦覧期間 平成二十九年四月十七日から同年八月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八

条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
平成二十九年四月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) 神宮前計画

二 店舗所在地 渋谷区神宮前一丁目五番十ほか

三 設置者名 原宿タウン特定目的会社

四 意見

ア 聴取者 渋谷区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十九年三月二十三日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十九年四月十七日から同年五月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

水道料金の減免措置の期間の延長について

平成二十八年四月十五日付東京都公報に東京都水道局長名で公告した「水道料金の減免措置の期間の延長等について」における東日本大震災による避難者の水道料金の減免措置について、次のとおり減免措置の期間を延長するので公告する。

平成二十九年四月十七日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

一 延長前の減免措置の期間

平成二十三年三月十一日以降使用を開始した日の属する月分から平成二十九年三月三十一日の属する月分まで

二 延長後の減免措置の期間

平成二十三年三月十一日以降使用を開始した日の属する月分から平成三十年三月三十一日の属する月分まで

下水道料金の減免措置の期間の延長について

平成二十三年六月十六日付東京都公報に東京都下水道局長名で公告した「下水道料金の減免措置について」における東日本大震災による避難者の下水道料金の減免措置について、減免措置の期間を次のとおり延長するので公告する。
平成二十九年四月十七日

東京都下水道局長 石原 清 次

一 延長前の減免措置の期間

平成二十三年三月十一日以降使用を開始した日の属する月分から平成二十九年三月三十一日の属する月分まで

二 延長後の減免措置の期間

平成二十三年三月十一日以降使用を開始した日の属する月分から平成三十年三月三十一日の属する月分まで

雑 報

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
 平成二十九年四月十七日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第七百二十三回全国自治宝くじ

六百億円 二億枚

（三十億円を一単位（一ユニット）として二十単位（二ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。）

一枚三百円

平成二十九年七月十八日から同年八月十日まで
 発売額三十億円に対して十四億三千九百九十九万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

発売額三十億円に対して二億四百三十五万三千七百七十二円

平成二十九年五月一日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

第七百二十四回全国自治宝くじ

二百七十億円 九千万枚

（三十億円を一単位（一ユニット）として九単位（九ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。）

一枚三百円

平成二十九年七月十八日から同年八月十日まで
 発売額三十億円に対して十四億円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

発売額三十億円に対して二億三百八十八万五千八百円

八 その他発売経費
 九 受託申請期限
 十 その他
 発売額三十億円に対して一億六千六百五十万円
 平成二十九年五月一日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

第七百二十五回全国自治宝くじ

五百五十億円 五千万枚

（三十億円を一単位（一ユニット）として五単位（五ユニット））。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。）

一枚三百円

平成二十九年七月十八日から同年八月十日まで
 発売額三十億円に対して十四億円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

発売額三十億円に対して二億三百四十四万円
 発売額三十億円に対して一億六千六百五十万円
 平成二十九年五月一日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

- 一 名称
 発売総額及び枚数
- 二 証券金額
 発売期間
- 三 当せん金の額
- 四 委託対象事務の範囲
- 五 売りさばき及び当せん金支払手数料
- 六 その他発売経費
 受託申請期限
- 七 その他

- 一 名称
 発売総額及び枚数
- 二 証券金額
 発売期間
- 三 当せん金の額
- 四 委託対象事務の範囲
- 五 売りさばき及び当せん金支払手数料
- 六 その他発売経費
 受託申請期限
- 七 その他

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001